

高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市内の中小企業者の経営者又はその従業員が業務に必要な技能、技術又は知識の習得又は向上を図るために受講する研修に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市中小企業等人材力向上支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内の中小企業者において積極的な人材育成が図られ、中小企業の抱える課題を自ら解決する能力を身につけ、もって中小企業の発展と本市産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 大企業 中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいう。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する個人事業主

イ 本店である営業所の所在地が高松市内である法人

(2) 第7条の規定による補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において本市の市税を申告している者（申告をしない正当な理由がある場合は除く。）

(3) 交付申請日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者であること。

(4) 第5条に規定する補助対象経費をその受講者である経営者又は従業員に負担させていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）

(4) 交付申請日の前1年以内において、労働関係法令違反により送検処分

を受けている事業者

(5) 宗教法人

(6) 法人格のない任意団体

(7) 交付申請日の時点で高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者

(8) 補助金の交付の申請をする年度にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に規定する機関が実施する研修（以下「研修」という。）のいずれかを補助対象者がその経営者又は従業員に受講させる事業とする。この場合において、補助金の交付の対象となる研修は、市長が別途定める期間までに修了しているものに限る。ただし、国、県その他各種団体等による他の補助金と重複する事業については、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業である研修の受講に要する経費として別表第1に規定する機関に支払った受講料（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助対象事業である研修の区分、補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象事業である研修の区分に応じて、補助対象経費の合計額に該当する補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）（その額が補助上限額を超えるときは補助上限額）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請を受け付けた順にその内容を審査してその適否を決定するものとし、適当と認めるときは、当該申請者に対し、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を通知し、適当でないと認めるときは、高松市中小企業等人材力向上支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項の規定による決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更し、若しくは中止しようとするとき、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を速やかにしなければならない。

- (1) 第7条に規定する申請書又は添付書類の内容又は記載した事項を変更しようとする場合 高松市中小企業等人材力向上支援補助金変更交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止しようとする場合 高松市中小企業等人材力向上支援補助金中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難と

なった場合、その旨を市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号の場合において、その内容が次の各号に掲げる変更該当するときは、その承認をすることはできない。

- (1) 交付決定の通知を受けた金額が増額となる変更
- (2) 補助事業における研修の受講者として従業員を追加する変更
- (3) 補助事業における研修の受講者である従業員の受講する研修又は受講コースの変更

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過する日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等人材力向上支援補助金実績報告書兼誓約書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の確定申告書類の写し
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助対象事業として受講させる研修が修了しているものであることを確認することができる書類の写し
- (4) 補助対象経費を研修実施機関に対し支払ったこと分かる領収書その他これに類する書類の写し
- (5) 中小企業者の従業員数を確認することのできる資料（その資本金の額が中小企業基本法に定める中小企業者の範囲を超えている場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、適当であると認めるときは、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付指令書（様式第10号）により、当該受諾者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、関係機関へ問い合わせることができ、必要に応じて、補助事業者に通知をしてその補正を求めることができる。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日（補助事業の支払が完了した日をいう。）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(高松市補助金等交付規則の適用)

第14条 補助金の検査等については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第12条の規定を適用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月7日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年4月7日前に、補助金の交付の対象となる経費である受講料を研修実施機関へ支払っている場合は、補助金の交付

の対象としない。

(高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱の廃止)

3 高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱(令和4年4月1日施行)

は、令和8年3月31日限り、廃止する。

4 前項の規定による廃止前の補助金交付要綱に基づく補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

研修実施機関の名称	研修名称
ポリテクセンター香川	能力開発セミナー
	生産性向上支援訓練
四国職業能力開発大学校	能力開発セミナー

別表第2

研修実施機関の名称	研修の名称	補助率	補助上限額
四国職業能力開発大学校	能力開発セミナー	補助対象経費の 10分の10	30,000円
ポリテクセンター香川	オープンコース 能力開発セミナー		
	生産性向上支援訓練		
	オーダーメイドコース	補助対象経費の 2分の1	50,000円